

## 助産課程履修学生選考委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、助産課程履修学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 選考委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 助産課程履修申請者の申請に関すること
- (2) 履修申請者の審査と履修学生の選考に関すること

(構成)

第3条 選考委員会は、次の各号に掲げる看護学科教員をもって構成する。

- (1) 育成支援領域母性看護学・助産学の教員 1名
- (2) 助産師課程指定規則「基礎助産学」「助産診断・技術学」「地域母子保健」に該当する科目担当の教員のうち1名
- (3) 看護学科教務委員 1名

(委員長)

第4条 選考委員会に委員長を1名おく。

- 2 委員長は、委員の中から互選により選出する。
- 3 委員長は、会議の議長となり、委員会の選考結果を看護学科教授会に提案する。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、選考委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。